

第15回太田市景観賞募集要項

1 目的

本市の良好な景観の形成に寄与していると認められる市民及び事業者並びに良好な景観の形成に著しく貢献していると認められる団体等（以下「市民等」という。）を表彰することにより、市の魅力ある景観の保全・形成に対する市民意識の向上を目指す。

2 表彰の範囲

次のいずれかに該当し、かつ、本市における良好な景観の形成に顕著な功績のあった市民等。ただし、同一の事項で他の表彰等を受賞したものを除く。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項の地区計画等、景観法（平成16年法律第110号）第81条第1項の景観協定等の策定等に主体的に参画した市民等
- (2) 主体的に、良好な景観の形成に関する研修、事業その他の啓発活動を行い、又は参画し、良好な景観の形成に関する市民の意識の高揚に貢献した市民等
- (3) 継続的に、良好な景観を構成する建築物、工作物、屋外広告物、樹木等を適切に保全し、又は管理している市民等
- (4) 継続的に、地域の清掃、草花の植栽その他街並み又は自然の景観を保全する活動を自主的かつ積極的に行っている市民等
- (5) 地域の特性及び周辺の景観に十分配慮して、建築物の建築等、工作物の建設、屋外広告物の表示、緑化等の行為又は当該行為に係る計画若しくは設計を行った市民等
- (6) 地域の特性及び周辺の景観に十分配慮して、街並みの整備又は当該整備に係る計画若しくは設計を行った市民等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める活動を行った市民等

3 応募資格

市民若しくは事業者又は団体等

- | | |
|-----|--|
| ※市民 | 市内に居住する者、市内で働く者若しくは学ぶ者又は市内の土地、建築物、工作物若しくは屋外広告物の権利を有する者 |
| 事業者 | 市内に事務所若しくは事業所を有する者又は建築行為等を行おうとする建築主、設計者、施工者等 |
| 団体等 | 市内で活動するNPO法人、社会活動団体、地域活動団体その他の団体等 |

4 応募方法

- (1) 太田市景観賞応募（推薦）用紙又はインターネット応募フォームに必要事項を記入（入力）し、次の添付書類（添付ファイル）を添えて提出するものとする。
 - ① 建造物等の外観又は活動内容と周囲の景観との調和が分かる遠景及び近景の

写真各 1 点（建築物内部の写真は不要）

② 活動については、活動の場所・範囲を示す位置図

③ 周囲の景観に対して特に配慮したところ、苦勞したところ、アピールしたいところ等がわかる資料

④ その他、応募又は推薦するものと周囲の景観との調和がわかる資料

※ ③及び④は、応募（推薦）用紙の応募（推薦）理由欄に記入することで省略することも可

(2) 自薦・他薦を問わない。

5 提出方法

太田市役所 7 階都市計画課へ持参、郵送又はインターネット応募フォームいずれかの方法によることとする。

6 応募期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）から 9 月 3 0 日（火）まで

7 審査

審査は、太田市景観審議会表彰等評価部会による書類審査のほか、必要な審査を行い、総合的に評価する。

8 参加賞

応募者（推薦者）に参加賞を贈呈する。

9 発表

審査終了後に受賞者へ通知するほか、市広報、市ホームページ及び新聞各紙等で公表する。

10 表彰

表彰は、大賞（1 点）、賞（若干数）を原則とし、それぞれ表彰状及び記念品を贈呈する。ただし、賞に値するものが無いときは、この限りではない。

11 表彰式の日程

表彰式は、令和 8 年 1 月（予定）。

なお、表彰式終了後、同会場において、景観講演会を開催する。

応募・問い合わせ先

太田市 都市政策部 都市計画課

〒373 - 8718 太田市浜町 2 番 3 5 号

TEL：0276-47-1839（直通）

FAX：0276-47-1883